

国営総合農地防災事業 那賀川（二期）地区

事業の概要

本地区は、徳島県南東部の那賀川下流域に展開する県下有数の農業地帯であり、基幹的な農業水利施設については、国営那賀川北岸土地改良事業等により整備されてきたが、都市化・混住化による生活雑排水の影響により農業用水の水質が悪化し、営農上の支障となっている。加えて、那賀川の３ヶ所の頭首工（固定堰）については機能低下を生じ安全性が低下している。

このため、本事業により用水の水質保全及び頭首工の機能回復を図るため、一期事業として統合堰及び幹線導水路２．７ｋｍの整備を行うとともに、二期事業では、幹線水路２７．６ｋｍの整備を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、県下有数の農業地帯であり、本四連絡橋により京阪神への主要な生鮮食料基地と期待されているが、水質悪化による収量の低下等により営農上支障を来している。加えて、那賀川の３ヶ所の頭首工（固定堰）は、機能低下を生じていることから、河川管理上支障を来しており、この地域に洪水による被害をおよぼす危険性を持っている。

このため、本事業及び関連事業により、水路の用排水を分離し生活雑排水の流入を防止し、農業用水の水質保全を行うとともに、３ヶ所の頭首工の改修（統合・整備）による機能回復により災害を未然に防止し、農業生産性の向上及び農業経営の安定を図るものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	５１９百万円
・営農経費の節減	１，５７０百万円
・施設の維持管理費の増	１８０百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	１，７１７百万円
・施設改修による災害の防止	５，０９５百万円
計	８，７２１百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		78,380百万円	
効 用		8,721百万円	
廃用損失額		463百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		46年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.0655	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	132,687百万円	
費用便益比	= /	1.69	

注１）総便益、総事業費には、一期事業及び関連事業を含む。

注２）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

本事業及び関連事業による農業用水の水質保全及び区画整理により、農作物の単収の増加、作付面積の選択的拡大、営農経費の節減により、純益額で年間約２，１００百万円相当の生産性向上が図られる。

さらに、頭首工の機能回復により、決壊による地域の洪水被害が未然に防止され年間約５，１００百万円相当の被害が軽減される。

日程・手続

平成１３年３月に土地改良法に基づく事業計画の確定を既に了している。

関係者の意見

平成１５年６月に那賀川地区国営総合農地防災事業促進協議会総会において、二期地区早期着工について確認。

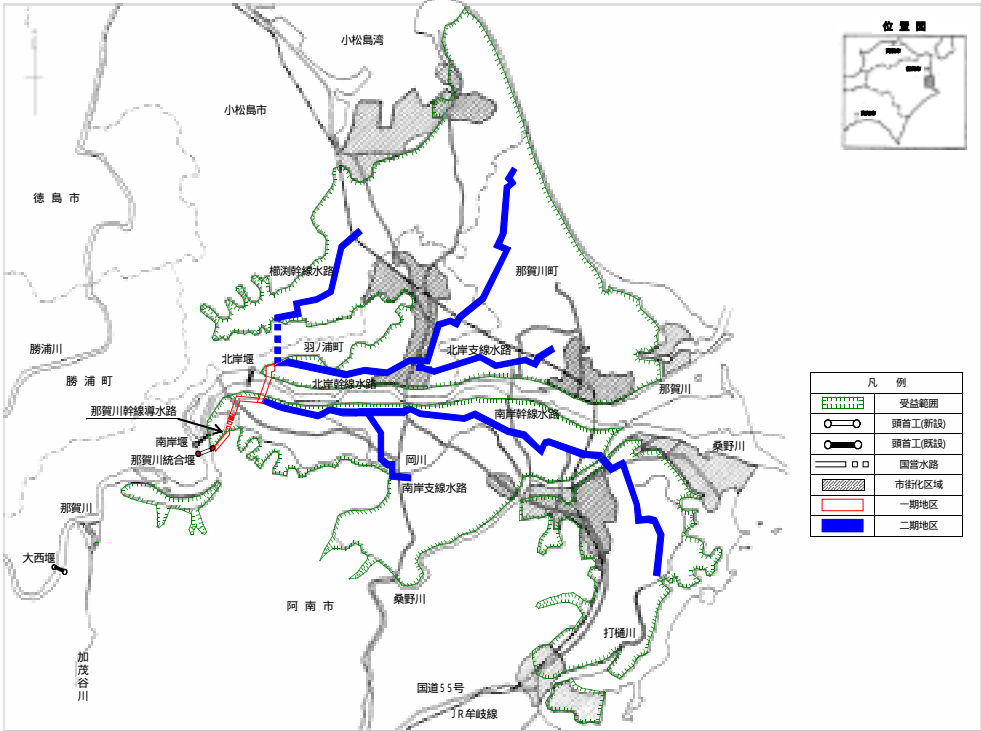
評価担当部局

農村振興局

概要図

１．受益面積	３，９４９ｈａ		
２．受益者数	６，１６４人		
３．主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	(頭 首 工)	(１ヶ所)	(１０，７００百万円)
	(用 水 路)	２７．６ｋｍ	２２，１３０百万円
		(２．７ｋｍ)	(１２，７７０百万円)
	合 計		２２，１３０百万円 (２３，４７０百万円)
４．国営総事業費	４５，６００百万円		

() 内は一期分



平成１６年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：那賀川（二期））

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
２．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
３．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
４．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	☐
５．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
６．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成１６年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：那賀川（二期））

２．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。 地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	☐ ☐
２．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。 一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである 周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。